

経済産業省 同時発表

News Release

2021年7月30日
N I T E（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123

スマートフォン端末用の小出力発電設備の事故報告のための「詳細作成支援システム」の提供を開始しました。

N I T E（ナイト）[独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原]は、2019年8月にサービス提供を開始した電気事業法に基づく事故報告書（詳細）作成のための「詳細作成支援システム」について、2021年4月1日の電気事業法改正に伴い事故報告の対象となった小出力発電設備の事故報告のための、写真添付機能等を備えたスマートフォン端末向け「詳細作成支援システム（スマートフォン対応）」のサービス提供を開始しました。

N I T Eは、本システムを小規模な再生可能エネルギー発電事業者に提供することで、小出力発電設備の事故報告書作成の支援と経済産業省への報告を支援し、提出された事故情報の分析を効率的かつ高度に実施することで、電気保安の向上に貢献していきます。

1. 電気事故が発生した場合、事業者は電気事業法に基づき事故報告書を作成し、経済産業省に提出する必要があります。これまでは一定規模以上の電気工作物が事故報告の対象となっていました。2021年4月1日の電気事業法改正に伴い、小出力発電設備（※1）のうち、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備が事故報告の対象となりました（※2）。
 - ※1 50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備、10kW未満の内燃力発電設備等、電気事業法施行規則第48条第4項各号で定める発電設備。（図1、別紙1図1）。
 - ※2 小出力発電設備の事故報告制度の概要
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/san_gyo/electric/detail/jikohoukoku.html
2. N I T Eは、経済産業省の要請に基づき、2016年度より電気保安行政を技術支援する活動を行っています。その一つとして、2019年8月5日、主にパソコンで事故報告書を作成することを想定した「詳細作成支援システム」（※3）のサービス提供を始めました。事業者の事故報告書のフォーマットを統一することで、事業者による事故報告書作成をサポートしています。また、事故情報の分析をより効率的に実施することが可能となりました。本年4月1日の事故報告の対象に小出力発電設備が含まれた際には、「詳細作成支援システム」に小出力発電設備用の事故報告書作成のための機能追加を行い、小出力発電設備の事業者による報告書作成につい

てサポートを開始しました。

※3 詳報作成支援システム

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>

3. 今般、経済産業省の電力安全小委員会第4回電気保安制度WG（2021年1月22日）において、小出力発電設備の事故現場において事故報告書を作成して報告する仕組みの構築が求められました。NITEでは、スマートフォン等で撮影した小出力発電設備の事故現場写真等を活用し、パソコンが無くても迅速かつ簡便に事故報告書を作成し報告することを実現する、写真添付機能等を備えたスマートフォン端末（iPhone及びAndroid端末(注)）向けの「詳報作成支援システム（スマートフォン対応）」(※4)を構築し、2021年7月30日からサービス提供を開始しました（別紙1図2～5）。事業者は、このサービスを活用することで、簡便な事故報告が可能となります。また、NITEでは、今後も、必要に応じて機能を追加するなどの改修を行うことで、事業者によるシステム利用／事故報告における利便性を強化して参ります。

(注) iPhoneは、APPLE Inc. の登録商標です。
Androidは、Google LLCの商標です。

※4 詳報作成支援システム（スマートフォン対応）

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/mobile/>

4. NITEでは、本システムの提供、運用を行うことで、統一された入力フォーマットによる整理された事故情報を入手し、より効率的かつ高度な情報分析の実施を目指して参ります。
また、この取組を通じて、経済産業省へのより正確な事故情報の提供を行い、効率的かつ高度な事故情報の分析を実施することでこれまで事故発生原因が不明だったものの究明や事故発生件数の軽減などの取り組みにつなげるなど、電気保安の向上に貢献します。



図1：小出力発電設備でも事故報告が義務化したことに関する経済産業省HPより
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/jikohoukoku.html

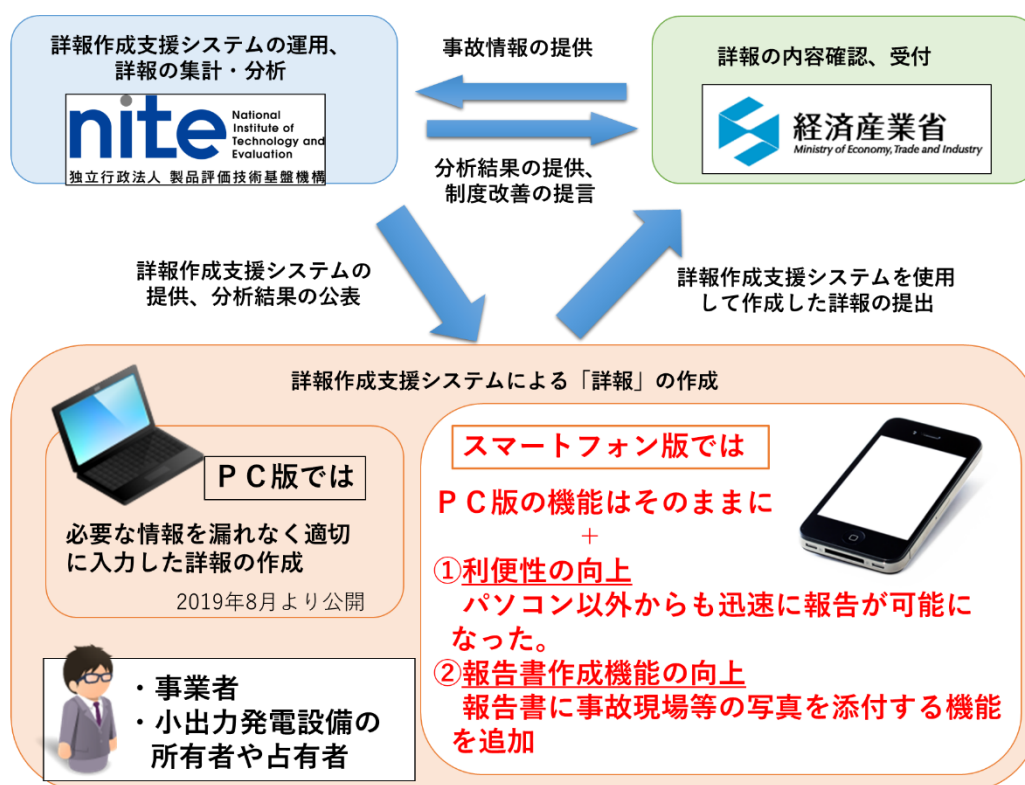


図2：詳細に係る事業者、経済産業省、NITEの関係

本発表資料のお問合せ先
独立行政法人製品評価技術基盤機構 国際評価
技術本部長 石垣 宏毅

担当者 電力安全センター 篠崎、田中
電話：03-3481-9823
FAX：03-3481-0536
メールアドレス：tso@nite.go.jp

電気事業法に関するお問合せ先
商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全
課長 田上

担当者：望月、石橋
電話：03-3501-1511(内線 4921~4929)
03-3501-1742(直通)
FAX：03-3580-8486

＜小出力発電設備の事故事例＞



・2018年7月の西日本豪雨の発生時に、神戸市において、小出力の太陽電池発電設備(50kW未満)の崩落事故が発生。安全確認のため、山陽新幹線の運転を一時見合わせ。



・2019年1月、青森県つがる市において、小形風力発電設備(20kW未満)のナセルがタワー基部に落下する事故が発生。【ブレード回転直径:13.1m ハブ高さ:20m】

図1 2020年10月28日開催 第2回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ 資料2より



図2：詳細作成支援システム トップページ

報告区分 **必須**

中間報告 最終報告

報告書提出日

-年- 年 -月- 月 -日- 日

報告先 **必須**

- 【本省】 経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 (経済産業大臣あて)
- 【北海道】 北海道産業保安監督部 (北海道産業保安監督部長あて)
- 【東北】 関東東北産業保安監督部東北支部 (関東東北産業保安監督部長あて)
- 【関東】 関東東北産業保安監督部 (関東東北産業保安監督部長あて)
- 【中部】 中部近畿産業保安監督部 (中部近畿産業保安監督部長あて)
- 【北陸】 北陸産業保安監督署 (中部近畿産業保安監督部長あて)
- 【近畿】 中部近畿産業保安監督部近畿支部 (中部近畿産業保安監督部長あて)
- 【中国】 中国四国産業保安監督部 (中国四国産業保安監督部長あて)
- 【四国】 中国四国産業保安監督部四国支部 (中国四国産業保安監督部長あて)
- 【九州】 九州産業保安監督部 (九州産業保安監督部長あて)
- 【那覇】 那覇産業保安監督事務所 (那覇産業保安監督事務所長あて)

<<戻る | 次へ>>

XMLファイルの保存
報告書のダウンロード

NITE (製品評価技術基盤機構)

図 3 : 詳報作成支援システム 入力画面例 (1) 事故発生日等の共通事項を入力

町・地区・建物名 **必須**

代表者氏名 **必須**

個人の場合は、所長もしくは占有者名を記載してください。

代表者位階名 **必須**

電気事業者種別 **必須**

所有者 占有者

所有者か占有者のいずれかを選択してください。

太陽電池 風力

事故が発生した発電設備を選択してください。

地上設置 傾斜地 水上 営農地 屋根置き

追尾型 その他

事故が発生した発電設備の設置形態を選択してください。【複数選択可】

現時点でPIT印をお持ちの方はのみ入力してください。欄間が空いた方は入力不要です。

PITのIDの入力

NK認証は電力発電設備のみになります。

NK認証の入力

報告代行者

所有者又は占有者以外の方が代行される場合は、姓・名・連絡先を記載してください。

連絡先(最大400文字)

事業者名、代表者名、住所、電話番号、Emailを入力

中国語 (繁体字) | 日本語

NITE (製品評価技術基盤機構)

所有者か占有者のいずれかを選択してください。

太陽電池 風力

事故が発生した発電設備を選択してください。

地上設置 傾斜地 水上 営農地 屋根置き

追尾型 その他

設置の形態など報告に必要な情報を選択

図 4 : 詳報作成支援システム 入力画面例 (2) 事故報告に応じた必要情報を入力



図5： 詳報作成支援システム 入力画面例（3）
利用者のスマートフォン端末のメーラーを使用し、メールで事故報告